

第五十二号議案

東京都体育施設条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

東京都体育施設条例の一部を改正する条例

東京都体育施設条例（平成元年東京都条例第百九号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

東京都スポーツ施設条例

第一条中「東京都体育施設」を「東京都スポーツ施設」に、「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。
第二条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条の表東京辰巳国際水泳場の項を削り、同表東京都パラスポーツ
レーニングセンターの項の次に次のように加える。

東京辰巳アイスアリーナ
東京都江東区辰巳二丁目八番十号

第三条から第六条まで、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第二項及び第十九条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

別表二の部(一)の款アの項中

午 前	一 二三、六六〇円	三 四九、三一〇円
午 後	一 二三、六六〇円	三 四九、三一〇円

体育館 (多目的室)				体育館 (アリーナ)					体育館				
夜間	午後	午前	全日	午後・夜間	午前・午後	夜間	午後	午前	全日	午後・夜間	午前・午後	夜間	
五二、二六〇円	三七、三三〇円	三七、三三〇円	三六七、七〇〇円	二九四、一六〇円	二四五、一四〇円	一八八、七六〇円	一三四、八三〇円	一三四、八三〇円	三三七、二四〇円	二六九、八〇〇円	二二四、八三〇円	一七三、一二〇円	
一五八、四九〇円	一一三、二一〇円	一一三、二一〇円	一、一二〇、二六〇円	八九六、二一〇円	七四六、八四〇円	五七五、〇七〇円	四一〇、七七〇円	四一〇、七七〇円	九五二、六六〇円	七六二、一三〇円	六三五、一一〇円	四八九、〇四〇円	

に改める。

を

全日	午後・夜間	午前・午後
一〇一、八〇〇円	八一、四四〇円	六七、八七〇円
三〇八、七四〇円	二四七、〇〇〇円	二〇五、八三〇円

別表六の項を次のように改める。

六 削除

別表十五の項の次に次のように加える。

十六 東京辰巳アイスアリーナ

(一) 施設

ア 専用使用の場合の利用料金

施設の名称等	使用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合
メイニンリンク	一時間	三八、〇二〇円	一五二、〇六〇円
サブリンク	一時間	一六、二三〇円	六四、九二〇円
会議室	一時間	一〇、二九〇円	一〇、二九〇円
第一控室	一時間	九八〇円	九八〇円
第二控室	一時間	六、一三〇円	六、一三〇円

第三控室	一時間	九八〇円		九八〇円
特別室	一日	三四、〇七〇円		三四、〇七〇円
多目的室	一時間	二一、〇四〇円		二一、〇四〇円
ロビー、エントランスホールその他の施設（規則で定める施設又は部分を除く。）	一日 一平方メートル	九〇円		九〇円

イ 個人使用の場合の利用料金

施設名	使用単位	利用料金
メインリンク及びサブリンク	一回	一、二九〇円

(二) 附属設備

設備名	使用単位	利用料金
大型映像装置（北側）	一時間	一〇、三三〇円
大型映像装置（西側）	一時間	一五、三九〇円
放送設備	一時間	五〇〇円
競技システム	一時間	一二、七四〇円

スケート靴	一	一回	四一〇円
看板、横断幕、懸垂幕又は展示台	一日	一平方メートル	三、二〇〇円
その他の附属設備	一個、一箇所、一枚、 一面又は一式	一時間	三一、五一〇円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の表東京都パラスポーツトレーニングセンターの項の次に次のように加える改正規定及び別表十五の項の次に次のように加える改正規定は、東京都規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定及びこの条例による改正後の東京都スポーツ施設条例別表十六の項の規定による施設等の使用に関し必要な手続その他の行為は、前項ただし書の東京都規則で定める日前においても行うことができる。

(東京都スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正)

3 東京都スポーツ振興審議会に関する条例（昭和三十七年東京都条例第六十一号）の一部を次のように改正する。
 第二条第六号中「東京都体育施設条例」を「東京都スポーツ施設条例」に、「体育施設の」を「スポーツ施設の」に改める。

(提案理由)

東京辰巳アイスアリーナの新設等に伴い、利用料金に係る規定を設けるとともに、駒沢オリンピック公園総合運動場体育館の改修に伴い、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行う必要がある。